

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 7 年 4 月 28 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社愛樹園		
3	請 負 業 者 の 住 所	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本 4 2 8		
4	工 事 件 名	須崎御用邸庭園管理工事		
5	工 事 場 所	静岡県下田市須崎（須崎御用邸内）		
6	工 事 種 別	造園工事		
7	工 事 概 要	園地管理工、樹木手入工 各一式		
8	工 期（自）	令和 7 年 4 月 29 日		
9	工 期（至）	令和 7 年 12 月 5 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	非公表	非公表	- %
	見 積 金 額	6,160,000 円	5,600,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本件は、須崎御用邸において庭園の管理を行う工事である。 株式会社愛樹園を契約予定相手方として、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったことから、同社が本工事を遂行できる唯一の業者であると確認された。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、株式会社愛樹園と随意契約を締結する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和7年4月28日
2	請負業者名	株式会社愛樹園
3	請負業者の住所	静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本428
4	工事件名	須崎御用邸庭園管理工事第1回変更
5	工事場所	静岡県下田市須崎（須崎御用邸内）
6	工事種別	造園工事
7	工事概要	園地管理工、樹木手入工、樹木伐採工 各一式
8	工期（自）	令和7年4月29日
9	工期（至）	令和7年12月5日
10	原契約請負金額	6,160,000 円
11	変更契約年月日	令和7年7月11日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	1,166,000 円
14	変更後請負金額	7,326,000 円
15	変更理由	<p>須崎御用邸の園路内において、土砂の流出等で集水桝及び浮石が園路面状に浮き出ており、通行に支障が生じることから、砕石等を搬入して、利用者の安全を確保する。</p> <p>また、須崎御用邸内にて枯損樹木が発見され、倒伏等のおそれがあることから、当該樹木の伐採を行う。</p> <p>○変更内容</p> <p style="margin-left: 20px;">I 園地管理</p> <p style="margin-left: 40px;">1. 園地管理工</p> <p style="margin-left: 60px;">（3）園路管理工 不陸整正 2 1 m2増</p> <p style="margin-left: 20px;">II 樹木管理</p> <p style="margin-left: 40px;">2. 樹木伐採工</p> <p style="margin-left: 60px;">（1）伐採工 樹木伐採 1 3 本増</p>

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 7 年 5 月 8 日		
2	請 負 業 者 名	有限会社 川口造園		
3	請 負 業 者 の 住 所	神奈川県三浦郡葉山町一色 1 7 5 9		
4	工 事 件 名	葉山御用邸庭園管理工事		
5	工 事 場 所	神奈川県三浦郡葉山町一色（葉山御用邸内）		
6	工 事 種 別	造園工事		
7	工 事 概 要	園地管理工、樹木手入工、樹木伐採工、病虫害防除工、植栽工、移植工 各一式		
8	工 期（自）	令和 7 年 5 月 9 日		
9	工 期（至）	令和 8 年 3 月 13 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	非公表	非公表	- %
	見 積 金 額	11,220,000 円	10,200,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本件は、葉山御用邸において庭園の管理を行う工事である。 有限会社川口造園を契約予定相手方として、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した結果、参加意思確認書の提出者がいなかったことから、同社が本工事を遂行できる唯一の業者であると確認された。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき、有限会社川口造園と随意契約を締結する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和7年5月8日
2	請負業者名	有限会社 川口造園
3	請負業者の住所	神奈川県三浦郡葉山町一色1759
4	工事件名	葉山御用邸庭園管理工事第1回変更
5	工事場所	神奈川県三浦郡葉山町一色（葉山御用邸内）
6	工事種別	造園工事
7	工事概要	園地管理工、樹木手入工、樹木伐採工、病虫害防除工、植栽工、移植
8	工期（自）	令和7年5月9日
9	工期（至）	令和8年3月13日
10	原契約請負金額	11,220,000円
11	変更契約年月日	令和8年3月11日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	1,705,000円
14	変更後請負金額	12,925,000円
15	変更理由	<p>当初設計と現地に差異が生じたため、以下のとおり変更する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定以上に草類が繁茂し、令和6年度に新植した中低木類へ悪影響を及ぼす懸念があり、景観維持のため草地管理工の増工とする。 ・葉山御用邸への行幸啓の際に通行が想定されている部分の安全確保、景観維持のため高木手入工・中低木手入工の増工とする。 ・各所において枯損樹木が確認されたため、安全確保のため伐採工の増工とする。 <p>○変更内容</p> <p>I 園地管理</p> <p style="padding-left: 20px;">1. 園地管理工</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 草地管理工 198m²増</p> <p>II 樹木管理</p> <p style="padding-left: 20px;">1. 樹木手入工</p> <p style="padding-left: 40px;">(2) 高木手入工 5本増</p> <p style="padding-left: 40px;">(3) 中低木手入工 1本増</p> <p style="padding-left: 20px;">2. 樹木伐採工</p> <p style="padding-left: 40px;">(1) 伐採工 17本増</p>

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令 和 7 年 6 月 24 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目15番2号		
4	工 事 件 名	故崇仁親王妃百合子墓宮建第2回工事		
5	工 事 場 所	東京都文京区大塚（豊島岡墓地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	宮建工事、建築工事 各一式		
8	工 期（自）	令 和 7 年 6 月 25 日		
9	工 期（至）	令 和 7 年 10 月 31 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	5,225,000 円	4,750,000 円	100.0 %
	見 積 金 額	5,225,000 円	4,750,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本件は、崇仁親王妃百合子殿下の薨去（令和6年11月15日）に伴い、御墓を整備する故崇仁親王妃百合子墓宮建第1回工事からの継続的工事である。</p> <p>御墓の整備は、宮家の意向等を反映した第1回工事の設計意図を十分理解した上での施工が求められることから、その知識・経験が特に必要であり、かつ現場の状況等に精通した者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組東京本店は、第1回工事の請負会社であり、当該工事設計意図及び現場状況等工事全体を熟知した会社である。</p> <p>以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、上記業者と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 7 年 7 月 15 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社関電工		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区芝浦四丁目8番33号		
4	工 事 件 名	新浜鴨場高圧ケーブル引替ほか工事		
5	工 事 場 所	千葉県市川市新浜（新浜鴨場内）		
6	工 事 種 別	電気工事		
7	工 事 概 要	構内配電線路 改設一式		
8	工 期（自）	令和 7 年 7 月 15 日		
9	工 期（至）	令和 7 年 9 月 30 日		
10		（税込み）	（税抜き）	落札率
	予 定 価 格	10,494,000 円	9,540,000 円	96.4 %
	見 積 金 額	10,120,000 円	9,200,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、絶縁不良による地絡を起こしている新浜鴨場の高圧ケーブルを引き替えるものである。</p> <p>新浜鴨場にて停電が発生したため調査をしたところ、高圧ケーブル（平成25年敷設）の絶縁不良による地絡が原因と判明した。場内は敷地全域が停電しており、養成池の排水ポンプや浄化槽等が稼働できなくなっている。同地では水質維持のため、海水を取水し、敷地内を循環させた後、場外へ排水しているが、排水ポンプの停止による場内への溢水、汚水処理できないことによる衛生上の問題並びに全域停電による携帯電話以外の連絡手段途絶等から、緊急に工事を実施し、早急に現場環境を改善しなければ危険な状態にある。</p> <p>株式会社関電工は、宮内庁工事及び現場での施工実績もあり、また同種工事（皇居内高圧配線ほか復旧工事（平成23年度）等）の経験も豊富であることから工期の短縮、円滑かつ適切な施工を迅速確実に実施できる者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 7 年 7 月 16 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	障子紙張替、ガラス取替、電灯設備 各一式		
8	工 期（自）	令和 7 年 7 月 16 日		
9	工 期（至）	令和 7 年 10 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	6,556,000 円	5,960,000 円	99.0 %
	見 積 金 額	6,490,000 円	5,900,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、御所の障子の張り替え、屋根呼樋修繕、機械排煙設備修繕等、広域かつ多岐にわたる修繕を目的とした工事である。</p> <p>当該工事は、両陛下の御生活場所において行われる。このため、工事による御生活への影響を最小限にとどめるよう、施工時期や施工方法等について綿密に計画した上で工事を行う必要があり、限られた時間内に安全性や機能性を損なうことなく確実に施工を完了することを強く求められる工事であるため、施設の形状等を熟知し、高度な施工監理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>株式会社大林組は、御所新築工事を請け負った共同企業体の幹事社として実績を有し、かつ、その後の改修工事を履行した実績を有していることから、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和7年7月16日
2	請負業者名	株式会社大林組東京本店
3	請負業者の住所	東京都港区港南二丁目15番2号
4	工事件名	御所各所修繕工事第1回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	障子紙張替、ガラス取替、電灯設備 各一式
8	工期（自）	令和7年7月17日
9	工期（至）	令和7年10月31日
10	原契約請負金額	6,490,000 円
11	変更契約年月日	令和7年10月27日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	242,000 円
14	変更後請負金額	6,732,000 円
15	変更理由	工事着手後に不具合が判明した空気調和設備の調整を追加する。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 7 年 7 月 22 日		
2	請 負 業 者 名	アズビル株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区丸の内 2-7-3		
4	工 事 件 名	皇居各所自動制御設備改修工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田 (皇居内)		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	自動制御設備 改設一式		
8	工 期 (自)	令和 7 年 7 月 22 日		
9	工 期 (至)	令和 7 年 10 月 17 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	4,477,000 円	4,070,000 円	93.4 %
	見 積 金 額	4,180,000 円	3,800,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、皇居内各所に設置されている自動制御設備の改修を行うものである。</p> <p>令和7年7月10日に発生した雷による影響で、通信機器や制御基板等が損傷し、中央監視（宮殿設備センター）との通信が不能となるなど皇居内各所の自動制御設備に不具合が生じた。また、中央監視で使用しているPC1台及び御所と宮殿設備センターに設置されているメディアコンバータ（監視に必要な温湿度等の情報及び制御指令等をLANから光通信に信号変換するための機器）にも7月12日の点検時に不具合が確認された。これにより、現在も中央監視において、非常時警報の確認・御所を始めとする各所の空調制御対応・雑排水槽の満水感知等衛生設備の監視ができない状況となっている。中央監視が機能しないことにより、非常時等の初動に致命的な遅れがでる可能性があることから、緊急に工事を実施する必要がある。</p> <p>アズビル株式会社は、当該設備を製造した者であることから、最適な改修方法や機器の動作について熟知しており、本工事に要求される条件を満たし、適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 7 年 7 月 24 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	R 7 仙洞御所各所修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建築工事、機械設備工事 各一式		
8	工 期（自）	令和 7 年 7 月 25 日		
9	工 期（至）	令和 7 年 9 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	10,153,000 円	9,230,000 円	100.0 %
	見 積 金 額	10,153,000 円	9,230,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、仙洞御所の建具改修、内装改修、機械設備改修を行う工事である。</p> <p>当該工事は、御留守中等の限られた時間内に調査及び施工を完了することを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、納まり及び形状等を熟知した者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、仙洞御所において、過去に大規模改修や増築工事を実施していることから、当該施設や今回の工事条件等に関し、安全かつ確実に実施することができる唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和7年7月24日
2	請負業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号
4	工事件名	R7仙洞御所各所修繕工事第1回変更
5	工事場所	東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建築工事、機械設備工事 各一式
8	工期（自）	令和7年7月25日
9	工期（至）	令和7年9月30日
10	原契約請負金額	10,153,000円
11	変更契約年月日	令和7年9月26日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	1,144,000円
14	変更後請負金額	11,297,000円
15	変更理由	<p>(建築工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存建具の不具合につき、建具調整を追加する。 ・施工段階検討により、じゅうたん用アンダーレイ一部取替を取り止める。 <p>(機械設備工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既設空調機の不具合につき、分岐ユニット用基盤の取替及び、ノイズ対策用基盤の取付を追加する。 ・天井解体（建築工事）に伴い、煙感知器及び照明器具の取外及び復旧を追加する。

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 7 年 8 月 7 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	常陸宮邸建具塗替工事		
5	工 事 場 所	東京都渋谷区東（常陸宮邸内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	建具塗替 一式		
8	工 期 (自)	令和 7 年 8 月 8 日		
9	工 期 (至)	令和 7 年 11 月 28 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	4,015,000 円	3,650,000 円	100.0 %
	見 積 金 額	4,015,000 円	3,650,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、常陸宮邸内における建具の塗り替えを行う工事である。 当該工事の施工場所は、宮邸の中で御生活に直接関わる部分であり、御生活や行事の合間等、限られた時間で施工を完了することを求められ、この限られた時間内に確実に施工を完了させるためには、下地納まり及び形状等を熟知し、かつ高度な施工管理能力を持った者に施工させる必要がある。</p> <p>清水建設株式会社は、当該施設の新築・改修工事を施工した実績を有し、本工事を安全かつ適切に施工できる唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和7年8月7日
2	請負業者名	清水建設株式会社
3	請負業者の住所	東京都中央区京橋二丁目16番1号
4	工事件名	常陸宮邸建具塗替工事第1回変更
5	工事場所	東京都渋谷区東（常陸宮邸内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建具塗替一式
8	工期（自）	令和7年8月8日
9	工期（至）	令和7年11月28日
10	原契約請負金額	4,015,000 円
11	変更契約年月日	令和7年11月6日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	880,000 円
14	変更後請負金額	4,895,000 円
15	変更理由	<p>施工段階検討により、建具・家具の塗装を追加する。 また、外部開口部仮設塞ぎ及び制気口の取替を追加する。</p>

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 7 年 10 月 17 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社東芝		
3	請 負 業 者 の 住 所	神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34		
4	工 事 件 名	皇居中央監視制御設備中央演算処理装置更新工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	中央監視制御設備中央演算処理装置更新 一式		
8	工 期（自）	令和 7 年 10 月 17 日		
9	工 期（至）	令和 7 年 12 月 26 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	4,972,000 円	4,520,000 円	99.6 %
	見 積 金 額	4,950,000 円	4,500,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、「皇居中央監視制御設備監視装置修理工事」施工中に不具合が新たに判明した当該設備の中央演算処理装置の取替えを行うものである。</p> <p>本工事の対象となる中央監視制御設備は、楽部庁舎・桃華楽堂をはじめとする皇居東地区の電気設備の運転状態の監視及び各建物の火災警報を集約する設備であり、株式会社東芝が設計・製造したものである。</p> <p>本工事では、令和7年7月10日に発生した雷による不具合を解消するため緊急的に発注した「皇居中央監視制御設備監視装置修理工事」の施工中に新たに不具合が判明した同設備を構成する一部である中央演算処理装置の取替えを行うものである。</p> <p>当該装置は株式会社東芝が製造したものであり、また同装置などにより構成される中央監視制御設備は、全て株式会社東芝製の専用機器により構成されている。機器構成の特殊性及び既設システムとの整合性等から、工事の実施に当たっては当該装置取替え後に製造者だけが持つ独自のデータに基づく調整が必要であり、他者では知り得ない当該設備の詳細な内部構造・特性に精通し、製造時の技術資料や状況に応じた詳細な試運転が可能なデータを保有する製造者による施工が必須である。当該設備を製造した者以外に施工させた場合、最適な調整や試運転において当該設備が適切に機能していることの確認と判断が極めて困難であるため、当該設備が適切に動作しないなど、著しい支障が生じるおそれがある。</p> <p>株式会社東芝は、当該設備及び当該装置を製造した者であることから、その内部構造に熟知しており、本工事に要求される条件を満たし、適切な施工を確実に実施することができる唯一の者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和7年10月17日
2	請負業者名	株式会社東芝
3	請負業者の住所	神奈川県川崎市幸区堀川町72番地34
4	工事件名	皇居中央監視制御設備中央演算処理装置更新工事第1回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	中央監視制御設備中央演算処理装置更新 一式
8	工期（自）	令和7年10月17日
9	工期（至）	令和7年12月26日
10	原契約請負金額	4,950,000 円
11	変更契約年月日	令和7年12月19日
12	変更後工期（至）	令和8年3月31日
13	変更増減請負金額	0 円
14	変更後請負金額	4,950,000 円
15	変更理由	<p>中央演算処理装置を構成する一部基盤の在庫がなく、新規手配に時間を要することが判明したため、工期を延長する。</p> <p>変更前 令和7年10月17日 から 令和7年12月26日 変更後 令和7年10月17日 から 令和8年3月31日</p>

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 7 年 11 月 6 日		
2	請 負 業 者 名	清水建設株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都中央区京橋二丁目16番1号		
4	工 事 件 名	常陸宮邸段差解消機更新工事		
5	工 事 場 所	東京都渋谷区東（常陸宮邸内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	段差解消機更新 一式		
8	工 期 (自)	令和 7 年 11 月 7 日		
9	工 期 (至)	令和 8 年 1 月 30 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	6,006,000 円	5,460,000 円	100.0 %
	見 積 金 額	6,006,000 円	5,460,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、常陸宮邸内に設置されている段差解消機の更新を行う工事である。</p> <p>本工事の施工場所は、宮邸の中でも御生活に直接関わる部分であり、その施工にあたっては、御生活や行事の合間等の限られた時間内で制約を受けながら迅速かつ確実な工事を行うことが求められる。また、本設備は建物躯体と一体として設置されているものであることから、下地納まり及び形状などを熟知している者に施工させる必要がある。</p> <p>以上のことから、本工事にあたっては、高度な施工管理能力を持った者、かつ、施設自体を熟知している者の施工が必須である。</p> <p>清水建設株式会社は、当該施設の新築・改修工事を施工した実績を有し、本件に要求される条件を満たし、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であるため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 7 年 11 月 12 日		
2	請 負 業 者 名	能美防災株式会社		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都千代田区九段南 4 丁目 7 番 3 号		
4	工 事 件 名	宮殿設備管制所不活性ガス消火設備整備工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	宮殿設備管制所不活性ガス消火設備整備 一式		
8	工 期（自）	令和 7 年 11 月 13 日		
9	工 期（至）	令和 8 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	26,620,000 円	24,200,000 円	99.2 %
	見 積 金 額	26,400,000 円	24,000,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿設備管制所の第一変電室、特高変圧器室及び発電機室の附帯設備である不活性ガス消火設備について、設置から28年が経過しており、点検による指摘等は受けていないものの、消防庁告示第19号（平成25年11月26日付け）におけるガス容器弁の整備期限である30年が差し迫っていることから、本設備が宮殿全体の防災に影響を及ぼすものであり、不具合の生じた際の影響に鑑み、整備を行うものである。</p> <p>当該設備は、上記3室にて発火した際に窒素ガスを噴射して鎮火するための重要な設備であるが、設置にあたっては、第三者機関に評価申請を行った上で設置できるものであり、平成8年に能美防災（株）が作成した設計書に基づき、宮内庁が（財）日本消防設備安全センターに「ガス系消火設備等評価申請」を行い、許可を受けた上で同者の施工で設置した経緯があることから、当該設備の詳細な構造やデータは、同者のみが把握している。また、本設備は、ガス容器及び容器弁を含めて一体の消火システムとして消防法で定められた認定を受けており、その消防性能を維持するために、整備にあたっては既設メーカーの仕様・性能と同一品を用いる必要があることに加え、整備後の調整に際しては、窒素ガス噴射時に用いられる起動用ガスの圧力設定に関する情報が必要となるが、それを把握しているのは同者のみであり、他者に施工させた場合、当該設備が想定通りに起動しないなど、著しい支障が生じる可能性がある。</p> <p>以上のことから、能美防災（株）は、本工事に要求される条件を満たし、適切な施工を確実に実施することができる唯一の業者であることから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき同者と随意契約を締結する。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 8 年 1 月 30 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社大林組東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都港区港南二丁目 1 5 番 2 号		
4	工 事 件 名	武蔵陵墓地附属施設整備工事		
5	工 事 場 所	東京都八王子市長房町（武蔵陵墓地内）ほか		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	附属施設整備 一式		
8	工 期（自）	令和 8 年 1 月 31 日		
9	工 期（至）	令和 8 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	22,770,000 円	20,700,000 円	99.5 %
	見 積 金 額	22,660,000 円	20,600,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、今後、武蔵陵墓地で執り行われる予定の際に布設される施設等と密接に関連する施設を整備するものである。</p> <p>本施設は、今後、武蔵陵墓地で執り行われる予定の儀式の際に布設される施設等と同一区域内にあり、儀式が執り行われる際は、各種儀式が決められた日程どおり滞りなく挙行されるよう、極めて短い期間内に正確かつ確実に同時並行で設置されなければならないものであり、その設置にあたっては、相互に緊密な連携・調整を要する密接不可分な関係となっている。このような確実かつ迅速な施工を要する条件においては、複数の業務等の詳細な工程調整及び安全管理を行うために、同一業者の指揮命令の下で行うことが必要となる。</p> <p>これまでも、武蔵陵墓地における同様の儀式に係る施設の整備及び布設業務については、緊急性に鑑み、過去に実績を有する株式会社大林組と随意契約を締結してきたところであり、同者は、武蔵陵墓地における施工条件等を熟知していることから、今後も同者と随意契約を締結し実施することが不可欠と考えられる。そのため、儀式に係る施設の整備等と密接不可分な関係である本工事についても、確実に実施することができる者は同者のみであることから、会計法第 29 条の 3 第 4 項及び予決令第 102 条の 4 第 3 号に基づき、同者と随意契約を締結することとしたい。</p>		

随意契約調書

1	契 約 年 月 日	令和 8 年 2 月 17 日		
2	請 負 業 者 名	株式会社竹中工務店東京本店		
3	請 負 業 者 の 住 所	東京都江東区新砂1丁目1番1号		
4	工 事 件 名	宮殿南溜ほか内装材修繕工事		
5	工 事 場 所	東京都千代田区千代田（皇居内）		
6	工 事 種 別	建築一式工事		
7	工 事 概 要	宮殿南溜ほか内装材修繕工事 一式		
8	工 期（自）	令和 8 年 2 月 18 日		
9	工 期（至）	令和 8 年 3 月 31 日		
10		(税込み)	(税抜き)	落札率
	予 定 価 格	7,975,000 円	7,250,000 円	99.3 %
	見 積 金 額	7,920,000 円	7,200,000 円	
11	随 契 理 由	<p>本工事は、宮殿南溜階段及び正殿南渡階段に附属する内装材の修繕を行うものである。</p> <p>本工事で修繕を行う内装材は、宮殿内で執り行われる儀式において宮殿南溜及び正殿南渡の階段に一体として設置するものであり、株式会社竹中工務店が同階段の設えに合わせて平成元年に製作したものである。</p> <p>修繕にあたっては、宮殿内の設えに合わせた調整が必須であり、製作者以外に修繕をさせた場合、不具合が生じた際における責任の所在が不明確となり適切ではない。</p> <p>株式会社竹中工務店は、当該内装材を製作した者であることから、本工事に要求される条件を満たし、適切な施工を確実に実施することができる唯一の者であることから、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号に基づき、同者と随意契約を締結することとした。</p>		

変更契約調書

第1回変更

1	請負契約年月日	令和8年2月17日
2	請負業者名	株式会社竹中工務店東京本店
3	請負業者の住所	東京都江東区新砂1丁目1番1号
4	工事件名	宮殿南溜ほか内装材修繕工事第1回変更
5	工事場所	東京都千代田区千代田（皇居内）
6	工事種別	建築一式工事
7	工事概要	建具塗替 一式
8	工期（自）	令和8年2月18日
9	工期（至）	令和6年3月31日
10	原契約請負金額	7,920,000 円
11	変更契約年月日	令和8年3月24日
12	変更後工期（至）	工期（至）は、原契約のとおり
13	変更増減請負金額	▲ 550,000 円
14	変更後請負金額	7,370,000 円
15	変更理由	施工数量調査報告に基づく検討により、レール更新を一部取り止め、修繕内容を一部変更する。